

【確定申告の際の医療費控除について】

自分自身や家族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。1年間に支払った医療費に対して所得税の一部が戻る制度です。

■内容

前年(1月1日～12月31日)に支払った医療費自己負担額の総額が、10万円を超えた場合、または合計所得金額(世帯合算)の5%を超えた場合(どちらか少ない額)、最高200万円までの医療費控除が受けられます。

■対象となるもの

- ① 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価。(ただし、健康診断の費用や医師等に対する謝礼金などは原則として含まれません。)
- ② 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価。(ただし、風邪をひいた場合の風邪薬などの購入代金は医療費となりますが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は医療費となりません。)
- ③ 病院、診療所の入院費
- ④ 治療のためのあんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の施術費
- ⑤ 6ヶ月以上寝たきり状態で、医師によりおむつが必要と認めた人のおむつ代
- ⑥ 介護保険制度のサービスを利用した費用

■利用の方法

確定申告書、給料の源泉徴収票、印鑑、医療費の領収書等を持って、管轄の税務署で申告します。

■詳しい内容は国税庁のホームページ内のタックスアンサーにおいて、「所得税」の項目にて探すことができます。 <http://www.taxanswer.nta.go.jp/>

【医療費控除の対象となる施設サービス】

施設サービスの種類	介護報酬1割負担分	居住費(※3)	食費(※3)
介護老人保健施設	○	○	○
(地域密着型)介護老人福祉施設	○(1/2)	○(1/2)	○(1/2)
介護療養型医療施設(※1)	○	○	○

- 3 高額介護サービス費として払戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額を計算することとなります。なお、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の施設サービス費に係る自己負担額のみに対する高額介護サービス費については、2分の1に相当する金額を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることとなります。

【医療費控除の対象となる居宅サービス】

【医療費控除の対象となる居宅サービス】	介護報酬 1割負担分	居住費 (※2)	食費 (※2)
(介護予防)通所リハビリテーション(※1)(※3) 【医療機関でのデイサービス・デイケア】	○	—	○
(介護予防)短期入所療養介護(※1)(※3) 【医療機関・ショートステイ】	○	○	○
(介護予防)訪問看護(※1) (介護予防)訪問リハビリテーション(※1) (介護予防)居宅療養管理指導(※1) 【医師等による管理・指導】	○	—	—

※1 医療系サービスについては、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額について、従来のとおり医療費控除の対象とする。また、指定居宅サービス事業者(居宅サービス等を提供する事業者で都道府県知事が指定するものを言います。)等が発行する領収書に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっています。

※2 全ての介護保険サービスについては、特別な居住費・食費について、従来のとおり医療費控除の対象としない。

※3 交通費のうち、通所リハビリテーションや短期入所療養介護を受けるため、介護老人保健施設や指定介護療養型医療施設へ通う際に支払う費用で、通常必要なものは医療費控除の対象となります。

上記の居宅サービスと併せて利用する場合のみ 医療費控除の対象となるもの	介護報酬 1割負担分	居住費	食費
(介護予防)訪問介護【ホームヘルプサービス】(生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)中心型を除きます。)	○	—	—
夜間対応型訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護	○	—	—
(介護予防)通所介護【デイサービス】 (介護予防)認知症対応型通所介護	○	—	×
(介護予防)小規模多機能型居宅介護 (介護予防)短期入所生活介護【ショートステイ】	○	×	×

【医療費控除の対象外となる介護保険の居宅サービス等】

(介護予防)認知症対応型共同生活介護【認知症高齢者グループホーム】、特定施設入居者生活介護【有料老人ホーム等】、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、(介護予防)福祉用具貸与